

建築物省エネ法 適合判定提出手数料

(円)

面積区分		モデル建物法	モデル建物法以外	
12条 (適合判定)	非住宅部分（工場等を除く）	300㎡～1000㎡未満	118,000	303,000
		1000㎡～2000㎡未満	155,000	392,000
		2000㎡～5000㎡未満	251,000	559,000
		5000㎡～10000㎡未満	328,000	689,000
		10000㎡～25000㎡未満	395,000	815,000
		25000㎡以上	463,000	929,000
	工場等	300㎡～1000㎡未満	28,000	32,000
		1000㎡～2000㎡未満	40,000	45,000
		2000㎡～5000㎡未満	101,000	108,000
		5000㎡～10000㎡未満	152,000	160,000
		10000㎡～25000㎡未満	189,000	198,000
		25000㎡以上	235,000	245,000

- ※ 変更認定申請手数料は、当該各部分の区分に応じた額を1/2した額とする。
- ※ 軽微変更該当証明書申請手数料は、当該各部分の区分に応じた額を1/2した額とする。
- ※ 確認の併願をする場合、上記金額に確認申請審査手数料が別途加算されます。
- ※ 建築設備に係る審査が含まれる場合には、建築設備及び工作物審査手数料が別途加算されます。